

知立市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

知立市では、知立市歩道橋のネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、本市におけるネーミングライツの付与については、知立市ネーミングライツ導入ガイドライン（令和2年3月策定）に定めるとおりとします。

1 施設の概要

歩道橋名	場所	路線名
東海道並木歩道橋	知立市牛田町地内	国道 419 号 市道山町来迎寺線

2 愛称

(1) 愛称付与の条件

- ① 分かりやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。
- ② 末尾に「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとします。愛称として会社名や商品名等を使用することはできますが、矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザインは使用できません。

なお、すでに他の歩道橋に使用されている愛称を標示することはできません。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治性又は宗教性があるもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張
- ⑥ 個人の名刺広告
- ⑦ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの
- ⑨ 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの等
- ⑩ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ⑪ その他市長が適当でないと認めるもの

(3) 愛称の変更

利用者や市民の混乱を避けるため、契約期間内での愛称の変更はできません。

(4) 愛称標示の条件

標示場所	歩道橋の桁部分とします。また、既設の信号・標識等から 50 cm 以上間隔を空けるものとします。 歩道橋の形状や設置場所、信号・標識の添加状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。また、愛称の設置により信号・標識等を移動することはできません。
標示面積	すでに歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が 5 m ² までとします。（両面に設置する場合は、それぞれ 5 m ² までとなります。）
標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等	歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1 文字あたり最大で 30 cm 角までとします。
文字（ロゴマークを含む）の色	鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できません。

3 愛称の使用期間

令和 5 年 4 月 1 日から 3 年以上 10 年以内

4 ネーミングライツ料

年額 20 万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

※年度途中から愛称を使用する場合は、初年度のネーミングライツ料は月割により按分計算します。

5 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に愛称を消去する費用等（愛称部分の維持管理を含む）は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。

また、消去時に歩道橋の塗装が剥離した場合や歩道橋に文字痕が残った場合の再塗装もネーミングライツパートナーの負担で行っていただきます。

なお、歩道橋への愛称表示及び消去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工するものとします。

6 応募資格

応募資格を有する者は、法人その他の団体、それらにより構成されたグループ又は個人（以下、「法人等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない法人等に限り、ります。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当する法人等
- ②応募時点で、知立市工事等請負契約に係る指名停止等の措置内規に基づく指名停止を受けている法人等
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手続き中の法人等
- ④法令等に違反する事業若しくは行為を行う法人等又はそのおそれがある法人等
- ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）による規制を受ける事業を行う法人等
- ⑥貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関する事業を行う法人等
- ⑦暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある法人等
- ⑧国税、愛知県税、知立市税及び知立市の徴収金を滞納している法人等
- ⑨その他市長が適当でないと認める法人等

7 応募方法

(1) 募集期間

令和 5 年 1 月 4 日（水）から令和 5 年 2 月 3 日（金）まで

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。また、郵送の場合は、募集期間最終日必着とします。

(2) 提出書類

【法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループの場合】

- ①申込書（様式第 1 号）
- ②定款、規約又はこれに類する書類及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ③直近 3 か年分の決算報告書
- ④国税及び愛知県税の未納がないことの証明
- ⑤役員氏名等届出書（様式第 2 号）
- ⑥企業案内パンフレット等

※グループ応募の場合は、構成するすべての法人その他団体について、②から⑥までの書類を提出してください。

【個人の場合】

- ①申込書（様式第 1 号）
- ②本人を証明する書類（住民票又は身分証明書の写し）
- ③直近 1 か年分の確定申告書
- ④直近 3 か年分の決算報告書

⑤国税及び愛知県税の未納がないことの証明

⑥事業の概要を記載した書類

(3) 提出先

建設部土木課管理係

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地 知立市役所4階

(4) 質問受付等

応募に関する質問受付等は次のとおりです。なお、口頭での質問は受けません。

① 受付期間

令和5年1月4日(水)から令和5年1月20日(金)まで

②質問方法

質問書(様式第3号)に記入のうえ、持参、FAX又はEメールで建設部土木課管理係まで提出してください。また、未到達を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。

・持参先: 建設部土木課管理係

受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

・F A X : 0566-83-1141

・Eメール: doboku@city.chiryu.lg.jp

FAX又はEメール送信後の電話連絡先: 0566-95-0155

③回答方法

質問に対する回答は、令和5年1月30日(月)までに、質問者名を伏せたうえで、市ホームページに掲載します。

(5) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取り止めます。

8 選定方法

募集期間終了後、次のとおり選定を進めます。

(1) 関係者等からの意見聴取

施設所管課は、主に次の項目について、必要に応じて関係者等から意見聴取を行います。ここで得られた意見は、知立市広告審査会で報告されます。

①愛称案

②地域貢献活動の内容

(2) 知立市広告審査会の開催

知立市広告審査会を開催し、(3)の審査項目に沿って審査し、優先交渉権者を選定

します。(別紙選定方法参照)

市は、審査に当たり、必要に応じて関係者等の出席を求めることができます。

(3) 審査項目、審査のポイント及び配点

No	審査事項	審査ポイント	配点
1	愛称案	・市民に分かりやすく、呼びやすいか	20点
2	契約期間	・契約期間の長短	20点
3	提案金額(年額)	・金額の多寡	50点
4	地域貢献	・地域貢献の活動実績(過去5年以内)又は計画	5点
5	地域要件	・市内に本社、支店又は営業所等を有するか	5点

(4) 審査結果の通知

施設所管課は、応募者に審査結果を通知します。(様式第4号、第5号、第6号)

9 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約締結

知立市広告審査会の結果を基に、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後、当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、契約を締結します。ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点以下の交渉順位に沿って契約締結に向けた協議を行います。

なお、契約を締結したネーミングライツパートナーとは、次期の契約において優先的に交渉することができます。その際には、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めます。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、ネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を市のホームページや報道機関へ情報提供することにより広く公表します。また、すべての応募者の名称等を公表する場合があります。

10 ネーミングライツパートナーに対する特典

(1) 愛称の普及のため、市は積極的に愛称を使用するとともに、関係団体等へ周知します。

(2) ネーミングライツパートナーのホームページ等でネーミングライツパートナーであることを広報することができます。

(3) 上記の他に提案があるときには、別途協議により決定します。

11 ネーミングライツ料の支払い

毎年度4月末日までに当該年度分を支払うものとします。ただし、1年に満たない期間については、当該年度末までに支払うものとし、金額は月割りで1円未満の端数は切り捨てるものとします。(一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

12 契約の解除

ネーミングライツパートナーを決定した後、ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなった場合や社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は決定の取消し又は契約の解除をすることができることとします。

この場合、原状回復に必要な経費は、ネーミングライツパートナーの負担とします。また、契約を解除した場合、ネーミングライツパートナーが市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。

13 リスク負担

(1) ネーミングライツパートナーが新規に設置した看板等により、第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

(2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

14 問い合わせ先

(1) 知立市歩道橋の施設及び募集要項に関する問い合わせ

担当部署：建設部土木課管理係

電話：0566-95-0155

F A X：0566-83-1141

Eメール：doboku@city.chiryu.lg.jp

(2) ネーミングライツの制度一般に関する問い合わせ

担当部署：企画部企画政策課政策係

電話：0566-95-0114

F A X：0566-83-1141

Eメール：kikaku-seisaku@city.chiryu.lg.jp